

第 58 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 4 日（月） 15:55～18:25
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
 - （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
 - （審議協力者） 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長
ほか
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」
- 5 議事録

○川崎部会長 大分早いのですが、せっかくですので時間の有効利用のため始めさせていただきます。本当にお暑い中ありがとうございます。よろしく申し上げます。

今日は産業統計部会第 58 回ということですが、これまでお陰様で牛乳乳製品統計調査、農業経営統計調査の審議を順調に進めてまいることができました。

今日で、一応、論点の審議が終わるという見通しであり、本日は、前回までの課題についての整理、報告をいただいた上で、最終的に答申案を取りまとめたいと思っております。

本日も 18 時までを予定しておりますが、万が一過ぎる場合、どうぞ先に退席いただいても結構です。

それでは、審議に入ります前に本日の配布資料、審議の内容について、事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載の配布資料のリストと照らし合わせながら資料の確認をお願いしたいと思います。本日の配布資料につきましては、資料 1 としまして、前回の部会審議において農業経営統計調査について整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答。資料 2 としまして、牛乳乳製品統計調査の答申案。資料 3 として、農業経営統計調査の答申案。そして、参考資料として、事前に皆様方にお送りし内容を確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。

これ以外に、席上配布資料ということで、A4判の表裏1枚紙で、営農類型別経営統計（個別経営体における実績精度の推移）という資料をお配りしております。この資料につきましては、大変恐縮ではありますが、部会終了後に回収させていただきますので、お持ち帰りにはならず、席上に残したまま退室いただきますようお願いいたします。

ここまでの配布資料につきまして不足等がありましたら、お申し出ください。

本日、初めに、前回部会で整理、報告等が求められた事項について、資料1に基づきまして調査実施者からの回答を踏まえて、審議をお願いします。その後、資料2、資料3を用いて、牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の答申案についてそれぞれ審議をお願いします。

説明は以上になります。

○川崎部会長 説明ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。では、最初にお手元の資料1に基づきまして、農業経営統計調査に関しまして、前回の部会で意見等をいただいたことにつきまして回答をお願いしたいと思います。その上で審議を行いたいと思います。

では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、資料1の1、標本設計の変更です。

過去の調査結果と実際の調査結果の相関関係が低い営農類型については、目標精度を設定せずにサンプルサイズのみを設定することはできないか。実際の調査結果に基づいた試算、検証の上、確認されたいとの指摘をいただきました。

回答の1番です。目標精度に基づく調査を行うほどの調査精度が求められていない営農類型については、サンプルサイズのみを定めていますが、この営農類型については、抽出した標本データを用いて推定した実績精度の水準によって調査結果の妥当性を検証しています。

2番ですが、一方で、目標精度を設定している営農類型については、過年次の実績データと目標精度からサンプルサイズを算出していますが、過年次データと実績データとの一定の相関は確保されていると考えています。

これに関連して、席上配布資料を見て下さい。営農類型別の個別経営体における実績精度の推移と組織法人経営体における実績精度の推移に分けています。

個別経営体は、目標精度を設定している水田作経営から養豚経営まで。目標精度を設定

していない露地花き作経営からその他経営となっています。

まず、目標精度を設定している営農については、目標を若干下回っていますが、おおむねその水準まで達しており、かつ、ある程度安定した水準が保たれていると見ています。

それから、目標精度を設定していない営農については、精度的にはかなり低いものもありますが、精度の数値としては一定程度の水準で推移をしていると考えています。

次いで、法人経営体ですが、目標精度を設定している集落営農及び集落営農以外については、ある程度目標水準が維持されていると考えています。目標精度を設定していない営農についても、先ほどと同じような状況が見てとれると思っています。

次に、資料1の2ページ目です。

まず、調査作物の委託状況別の面積について、委託の相手を「個人」「団体」と区分して把握することについて、生産コストの測定のために把握するのであれば、必要性はないのではないかと指摘をいただきました。

委託状況別の面積については、個別経営体における農作業の外部委託が進展してきた過程で、専門に請け負う受託組織の増加もあって、委託の相手を性格別に把握してきましたが、今回の指摘を受けて、利活用を確認したところ、政策部局における具体的な利活用がなかったことから、委託の相手を区分せずに把握する形に修正したいと思っています。

別添1-1、別添1-2をご覧ください。別添1-1の変更案が一番左側にあります。中央の諮問案から、「個人」「団体」という部分を廃止し一本化を図りたいと思っています。別添1-2は、その欄がどの位置に配置されるかということを整理しているものです。

それでは、次に、資料1の3です。「ほ場間の距離」について、小規模でかつ例外的に離れているほ場がある場合でも、同様に距離を算出することは経営体における実際の移動コストを反映した分析ができないのではないかと。また、市町村や都道府県の区域を越えた農地の分散状況の把握についても検証されたいという指摘をいただきました。

回答の前半半分については、前回は回答したところですが、調査対象経営体は、かなり的確に距離を把握しているので、それほど問題はないと思いますし、もしも、分からない場合には、私どもが作物統計で使用している衛星画像、航空写真等で距離を測定することも対応したいと考えているところです。

主たる回答、後半の部分になりますが、なお書き以降になります。例外的に離れているほ場の有無等、ほ場の配置状況については、最も離れている「ほ場間の距離」と住居から団地までの距離の平均である「団地への平均距離」の関係から、一定の把握が可能である

と考えているところです。

また、県、市町村の区域を越えたほ場の有無等の調査項目を追加することは、調査の難易度を高め、調査対象経営体から正確な報告が得られないおそれがあることや、調査負担を増加させるということもあり、現行のままとしたいと思っているところです。

前半部分もそうなのですが、両方とも、正確に把握しようとする、かなり詳しく内容を精査して、整理していく必要が生じます。記帳負担等をかけながら整理をして、利活用がどこまであるのかということを考えていくと、この程度で整理したいと考えているところです。

次に、4番です。これにつきましては、米の生産調整実施状況について「飼料用米作付面積」に限定して把握するという点について、「水稲裏作作付面積」も引き続き把握した方がよいのではないかという指摘をいただきました。

「生産調整実施状況」及び「水稲裏作作付面積」については、利活用状況及び調査負担の観点から削除することとしたところですが、飼料用米の生産・利用拡大が政策的に進められていることから、米生産費統計の対象については、「飼料用米作付面積」の限定的な把握を継続したいと考えています。

なお、米粉用米、加工用米及び輸出用米については、食用に供されるものであり、米生産費統計の調査対象となっています。

5番目になります。営農類型別経営統計では、生産調整実施状況（自作地・借入地別実施面積）を把握していない中で、耕地の有効利用度を測るに当たって、本調査事項を削除することについて支障はないのかという指摘です。

生産調整実施状況の自作地・借入地別の実施面積については、農業経営という観点で見ると、生産手段としての耕地の調達状況を見る上では重要な指標となり得ると思っておりますが、生産調整を集团的に実施するブロックローテーション、これについては下に記載していますのでご覧下さい。これが地域で進められるなど、その作付の状況を自作地・借入地別に見ることについての重要度は低いというふうに考えているところです。

これまでの利活用の実績もないということも含めて、生産調整田面積計があれば対応可能であるため、本調査事項を削除することによる支障はないものと考えています。

次ページ、6番です。牛乳及び肥育豚に係る生産費統計関連項目について、畜産の専門家・研究者や研究機関においても削除して特段の支障がないかを確認を行うものです。

農林水産省で、技術関係をつかさどっている農林水産省技術会議事務局を通じて、畜産

の専門家・研究者や研究機関において当該項目の利活用があるか、可能な範囲で把握を行いました。昔でいう試験場がありますが、北海道から九州まであります。そういったところで、畜産を担当している研究者に声をかけ、確認したところ、過去にこの項目に関して利用された実績はありませんでした。

さらに、政策部局においても具体的な利活用がないことから、当該項目を削除することに特段の支障はないというふうに考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、6つのポイントについて説明いただきましたので、これらを順番に、更に質問、発言等がありましたら伺いたいと思います。

では、まず1番目ですが、標本設計の変更につきましてはいかがでしょうか。

西郷委員いかがでしょうか。

○西郷委員 私の方からお願いした件ですので、感想を述べさせていただきたいと思いません。

今日いただいた配布資料を拝見しますと、目標精度が設定されているものに関しては少なくとも過去の統計と、これから測ろうとする統計の相関が非常に強くて、通常、誤差がありますので目標精度は達成できないのが普通。それよりも少なくとも若干悪くなるという状況にあって、ほとんどの項目に関して目標精度に近い達成精度が達成されているということは、少なくとも目標精度を設定する作物に関しては妥当であるということは確認できたと思います。

そのほかの、目標精度を設定せずにサンプルサイズを設定するものに関しては、大体サンプルサイズを変えなければ達成精度が比較的安定的であるような項目が多いので、もしかしらこちらに関しても過去の統計データと、これから測ろうとしているデータとの相関は強そうに見えますが、こちらは整理として目標精度を設定せずにサンプリングの設計を、標本設計をしているということなので、これはこれで1つの整理になるのではないかなというふうに思います。以上感想です。

○川崎部会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。

誤差が少なくなり精度ができるだけ高くなるようにということは、どの統計でも共通した狙いではありますが、自ずとリソースが限られる中では、重点的に精度を高めるべき項目について特化しているということであろうかと思しますので、これについては了承いた

いただいたということによろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

それでは、2番目の調査作物の委託状況別面積についてということです。これについてはいかがでしょうか。

これは小針専門委員からの意見でした。

○小針専門委員 私の発言でしたので、こちらで意見のとおりに変更していただいておりますので、これで良いかと思えます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございました。それでは、こちらについてもよろしいでしょうか。了承いただいたということで受けとめました。ありがとうございました。

では、3番目につきまして、今度は「ほ場間の距離」それから「団地への平均距離」ということでした。これは何人かの委員から意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですが。

それでは、納口専門委員からお願いします。

○納口専門委員 現状ではこういうことによろしいのではないかなというように思っております。既に団地数とか区画規模別のほ場枚数は把握していたということで、それにもう少し詳しいところをデータとしてとってみようということですし、具合が悪ければまた修正ということになろうかと思えますので、今回はよろしいのではないかと思います。

○川崎部会長 ありがとうございました。ほかの委員、専門委員の方いかがでしょうか。特段ありませんか。

確かに、完璧な指標を作るというのは極めて限られた設問の中では難しい中で、効率性に関係のある指標を、できるだけ簡単にとってみようというのがこの趣旨かと思えますので、その中では完璧には至らないかもしれないが、ある程度のものが把握できるということなのかなというように私も受けとめました。

それでは、これについても。はい、どうぞ。

○河井委員 少し読んでいて分からないことがあって、質問させていただきたいのですが、3の回答の3段落目で、「団地への平均距離」とほ場の最も離れている距離との問題について、第3段落の3行目に「団地への平均距離」の関係から一定の把握が可能であると考えており」と記載されているのですが、どうすれば一定の把握が可能なのかよく分からない。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 例えば「団地への平均距離」が2

キロで、ほ場間の距離が10キロなら、どうも小さいものが1つポツと離れたところに存在することが想定できるとか、あるいは、逆に同じような距離の中であれば、単独の団地にはなっていないが近い距離のところにあるとか、そういう団地の距離と個別のほ場との距離で、単独で離れたところにあるかというようなことは、ある程度分かるという意味で記載したつもりです。

○河井委員 これは特に問題があるというか、距離に差があるということでどう対処するかということまでは何も議論しなくて、この先どうするのかというのが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 この状況が分かったときに、個別のポツと離れたほ場のあるものと、そうでないものとを分けていくというようなことが可能にはなってくると思っているところです。

○河井委員 例えば処理の仕方を決めておいていただけというか、こういう方針で行うというのがあるとすごく良いと思うのですが、例えば、外れ値として除外サンプルにするとか。それが本当に良いのかどうか分からないですが、何か方針というか、そういうものがあらかじめ決められていれば。専門家ではないのでどういう方法が適切なのか分からないのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 一応、考え方はあるのですが、基本的に大事なのは、「団地への平均距離」だと思っています。1つのかなり離れたものがあるということの影響度は小さいのではないかと。「団地への平均距離」がやはりコストに大きく影響するのではないかとと思っています。

ただ、もう一つここで想定しておりますのは、利活用として組み替え集計等の個別の形でいろいろな分析をしたいという場合に、こういった指標があった方が見やすいであろうなというようなこともあり、特に「ほ場間の距離」を把握したいという強い気持ちがあります。

○川崎部会長 今の河井委員の質問の趣旨を私なりに理解して申し上げてみると、結局、この変数は本当に分析に使いにくいところがあって、1個だけだと不十分で、2個組み合わせさせて使わなければならないということになってくるのだらうと思います。結果表を作るときに、一体どうすれば良いのかなかなかイメージが湧きにくいところがあるのでしょうか。

今の説明からすると、多分、平均距離の方が優先の変数で、更に補助的に最長距離というのでしょうか。「ほ場間の距離」の方を組み合わせさせて使うかもしれないというイメージな

のかなと思うのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そのとおりです。

○川崎部会長 あとは、そのほかにもより深い分析集計を行うときには、ミクロレベルでもう少し分析されるのかもしれませんが、そういうイメージをお考えなのかなというように私は受けとめたので、それはそれであり得るのかなという感じに思いましたが、いかがでしょうか。これは私なりの解釈ですが。

○河井委員 いえいえ。そういう使い方をするのであれば、それでも良いのかもしれないのですが、前回、確かほかの方からも質問が出ていたと思うのですが。

○川崎部会長 そうですね。

○河井委員 それは構わないのでしょうかね。

○川崎部会長 いかがでしょうか。ほかの方。ほかにも小針専門委員、納口専門委員、あるいは岸本専門委員、少しずつコメントをいただいたように記憶しておりますが、もし何かこの際ありましたら、どうぞお願いします。

○納口専門委員 すみません、1点。

多分、この「ほ場間の距離」というのは、ある意味、少し冒険的な指標であると思っております。集計をするときの扱いというのは、今、質問があったような外れ値として処理するかどうかという難しい部分があるかもしれません。農林水産省からお答えがあったように、今、こういう農業経営統計調査の個票を扱いたいという研究者もかなり出てきておまして、そういうときに、このデータは外れ値だというような扱いができるのではないかと思います。今回、この指標を入れてみるが、もしかしたらもう少しとり方として改善が必要だということになってくるのかもしれませんが。その意味では、リスクは伴うが可能性を見たいという指標なのかなと私は考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。感想のようなことでも結構です。

○小針専門委員 ありがとうございます。基本的には、今、納口先生がおっしゃったことと私も同じ意見です。なので、確認をさせていただきたいのは、実際にこの「ほ場間の距離」を公表資料のところに載せるのか、載せないのかというところの整理をしておいた方が良いのではないかなと。そこを改めて確認をさせていただきたいということも含めて、リスクがあるのであれば、外への公表は差し控えるというような整理をするということも1つの考えではないかなというように思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 生産費統計調査結果の表章ですが、例えば米生産費調査の場合に、全国を地域に分けておりますが、地域別・県別の形でこの事項を公表することになります。

ただ、どちらかというと、この事項を本当に活用しようということになると、この指標を中心にした見方をしていく必要があるので、やはり先ほどの個別利用みたいな形の方が、もっと有効に使える部分ではと思います。

ただ、地域ごとに、例えば東北と近畿で考えた場合に、この距離がどのぐらい違うのか、平均値化した場合にどれぐらい違うのかということによっても少し意味合いがあるのかとは思っているところです。

ただ、「ほ場間の距離」については、これもいつも出すことには整理をしているところでは。

○川崎部会長 念のため、今の質問をもう少しフォローするような意味での確認なのですが、そうすると、この変数の「ほ場間の距離」の平均値や階級値みたいなものも結果表のどこかに入ってくるということになったり、あるいは、例えば「ほ場間の距離」が5キロ以上のもの、5キロ未満のもので、例えば農業総収益がどれぐらい違うかとかいうような表も出てくるとか、そういうイメージなのですかね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それぞれの集計区分における距離の平均値を出す予定です。

○川崎部会長 なるほど。そういうイメージのようですが、いかがでしょうか。

私なりの解釈を申し上げれば、先ほど、納口専門委員が非常にうまい表現で、「冒険的な指標で若干リスクはあるけれど」とおっしゃったのは、非常に微妙なところをうまく言いあらわされていると思います。要するに、まだこういう指標はとられたことがないので試してみているという意味では冒険的だが、うまくいけば分析に意外と役に立つ変数になるかもしれないということなのだろうと思うのです。

ただ、どのような表にしたら良いとか、そのイメージがどうもつかみにくいところがあって、多分、農林水産省でも今、表の中では、とりあえずスタンダードな扱いを決めておられるのだと思うのですが、それが十分かどうか分からないので、もし足りない場合は、また更に表を加えられるかもしれないし、あるいはマイクロ分析をされるかもしれないということのかなと受けとめましたので。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 一応、第2回部会の資料の中で別

紙を付けており、別紙の7-7にその部分が出てきます。

○川崎部会長 なかなか資料を見付けるのに難渋しております。この中に表の形があるのですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 ありましたね。事務局の方が見付けてくださったようですが、見付けていただいた方は御覧くださいということなのですが。

確かに「ほ場間の距離」と「団地への平均距離」をキロメートル単位で平均値が出て、それから、表頭は耕地面積ですか。そういうところでクロスした表が出るということです。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 米生産費調査結果の公表は規模区分別が中心となるので、そのカテゴライズの中の平均距離を出す予定です。

○川崎部会長 ということだそうです。なかなか距離が長いから、短いからすぐどうだということではできないのかもしれませんが、およその距離別の米生産費が出るということですね。

ということですので、キロメートルと記載してあるから、ここに米生産費が出るわけではないですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そういうこともあって、一応参考として括弧を付けているということです。

○川崎部会長 なかなか解釈は、非常に難しいところはあるかもしれませんが、参考指標としては意味があるのかもしれませんが、いかがでしょうか。とりあえずよろしいでしょうか。

○小針専門委員 はい。

○川崎部会長 では、これはまだ新しい試みなので、この変数が本当に今後どこまで定着していくかどうかというのは分からないところもあるかもしれませんが、新たな効率性を測るための指標として入れてみようとしたというように理解させていただいて、引き続き、この構成については結果公表後もまたよく御覧いただいて、今後ともこの形が良いかどうかというのは、また検討いただけたらというように思います。そういうことでいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これで3番目の「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」は終わらせていただきました。

それから、4番の方ですが、米の生産調整実施状況につきまして、「飼料用米作付面積」

を把握することについてです。この点についてはいかがでしょうか。

これらの関係では、小針専門委員、納口専門委員が確かコメントされていたかなと思いますが、特に何かお気付きのことなどありますでしょうか。

○納口専門委員 すみません。後半の一番最後の行のところの米粉用米、加工用米、輸出用米というのは、食用なので米生産費統計の調査対象となっているところを教えてくださいましてありがたいと思っております。

前半については、多分、小針専門委員からコメントいただけると思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○小針専門委員 まず、前提として、この飼料用米に限定するという点に関して異論はないということで、若干コメントを加えさせていただきたいなというように思います。

コスト、農機具等々全体でどのようにとってということ、ここで生産調整をどのように行っているのかということとの関連で見ないのであれば、裏作のところを削除するというのは、まずそれ自体は妥当なものとして、労力の削減等々も含めて検討するというのは、それでよろしいかと思えます。

ただ、1点だけつけ加えさせていただくと、4番と5番にも関連することではあると思うのですが、生産調整のあり方がこれから見直される中で、前回も申し上げましたが、調査の対象として何を、用途別というのをどういう形で整理するのかということも論点になると思いますし、先ほど言った転作との関係等々も含めて検討しなければならない事項にはなっていくと思いますので、今回はこの形の整理で良いと思うのですが、次回以降検討すべき事項として、この生産調整との兼ね合いと、米生産費統計をどのように捉えていくのかということは重要な論点になるのではないかと思います。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これは引き続き重要な論点ではあるが、今回この整理ということで、一応よろしいというように受けとめさせていただきました。そのようなことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして5番目に進めさせていただきます。5番目は、麦類・大豆・畑作物生産費統計につきまして、生産調整の実施状況（自作地・借入地別実施面積）を把握していないということについてですが、これについてはいかがでしょうか。これについては、削除については支障がないというお答えですが、よろしいでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。これは了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、最後の項目 6 番目ですが、牛乳及び肥育豚に係る生産費統計関連項目についてです。これについてはいかがでしょうか。

○納口専門委員 私の方で質問させていただいたと思いますが、丁寧に研究者等に聞いていただいて、大変ありがとうございます。

ただ、これは全体にわたることなのですが、私ども研究者の責任も含めて、統計のニーズがないとか、政策実施部局の要請がないなどの表現をされている部分というのは、多分それは削っても良いということの妥当性をおっしゃっているというようには理解しますが、何かタマネギの皮をむいていくと最後なくなってしまうような、そういう危惧を感じるところもありまして、やはり少し気になるところです。

それは、私ども研究者がきちんと統計を使っているのかということ、私どもに戻ってくることではあるのですが。

それから、先ほど小針専門委員が飼料用米とおっしゃったところは、非常に今、飼料用米に政策的なドライブがかけられて、飼料用米が推奨されていますが、予算、財政的なことを考えるといつまでそれが続くのかという危惧をみんな持っているところでもあります。それは農林水産省の方も重々承知のことだと思いますが、今、政策が重点を置いているから統計もというスタンスと、それから、統計はもう少しベーシックなものであるべきだというスタンスと、どの辺りの中庸性をとっていくのかというのはかなり難しいところがあると思って、感想で恐縮ですが拝見させていただきました。特段の意見ではありません。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、一応確認をいただいたということではありますので、確認された範囲では特段支障がないという理解なのだと思います。

今、納口専門委員がおっしゃったのは非常に奥の深い話題だと思います。確かに統計のニーズがないとか、要請がないというのは、どこまでいったら不存在を証明できるかというなかなか難しいところがありまして、「確認した範囲ではない」というぐらいの言葉がおそらく限界だろうと思うので、それ以外にももしかしたら状況が変わってくれば顕在化してくるニーズがあるかもしれないということなのだと思います。

ということで、今回、この件につきましては確認をいただいたということで、その範囲では支障がないということですので、了承いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そういうことではあります、ぜひ引き続き、環境が変わったりすれば、またいろいろな意味での継続性や比較性を考えた場合には、やはり必要ということが出てくるかもしれ

ないということも念頭に置きつつ、またフォローして見ていただけたらと思います。

それでは、これで一応、前回出ました論点につきましての説明は終了して、次に進めていく了承をいただいたものとさせていただきたいと思います。

今度は次の段階の議論に入らせていただきたいと思います。今度は、答申案の方に進ませていただきたいと思います。答申案の方は、牛乳乳製品統計調査の方から先に始めさせていただいて、その後、農業経営統計調査に進ませていただきたいと思います。

では、農林水産省の担当の方、交代いただきましてお願いします。それでは、最初に答申案の構成等につきまして事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、初めに資料2の牛乳乳製品統計調査の答申案を御覧ください。

答申案の構成ですが、1ページで「1 本調査計画の変更」という項目を設けまして、「(1) 承認の適否」で結論を記載した後、「(2) 理由等」としまして、1ページから8ページにかけて、個別の変更内容についての部会としての判断を示しております。

続いて、8ページから9ページにかけて、「2 統計審議会諮問第310号の答申における指摘事項への対応状況について」ということで、前回、平成18年の統計審議会答申で示されました指摘事項への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての判断を記載しております。

続きまして、資料3の農業経営統計調査の答申案を御覧ください。答申案の構成につきましては、ほぼ牛乳乳製品統計調査と同様ではありますが、1ページで「1 本調査計画の変更」という項目を設け、「(1) 承認の適否」で結論を記載した後、「(2) 理由等」としまして1ページから21ページにかけて、個別の変更内容についての部会としての判断を示しております。

続いて、本調査については、これまでの審議を踏まえ22ページで「2 今後の課題」の項目を立てております。

なお、23ページ以降につきましては、別添としまして「(2) 理由等」に記載の個別の変更内容に関連し、新設する調査事項や変更することとしている調査事項の現行と変更案について整理したものを添付しております。

答申案の構成については以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これから答申案の個別の審議に入り

たいと思います。

まず、資料2の牛乳乳製品統計調査の答申案について審議させていただきたいと思えます。これは1ページ目のところに、「本調査計画の変更」についてということがありますが、いきなり結論として「承認の適否」ということで、文章としては「承認して差し支えない。ただし……」ということ、説明がありますが、ここをいきなり審議いただくというのは詳細なしにいきなり結論ということになり、審議の方法としては難しいと思えますので、先に「理由等」の方を審議いただいた上で進めていくこととしたいと思えます。

「理由等」の方では、先ほど説明がありましたとおり、この部分はこれまでの審査メモに基づきまして、この部会で審議した事項を整理したということです。それぞれのポイントについての適否は説明をしていくということです。

ということで、これにつきましては、この後、項目ごとに御覧いただきながら確認させていただきたいと思えます。ボリュームが多いので、項目ごとに簡単に説明をいただきながら審議をお願いしたいと思えます。

まず、最初に1ページ目の真ん中より下にあります「ア 報告を求める事項の変更」から、7ページ「イ 集計事項の変更」までが全体として「理由等」になりますが、これについて説明をお願いしたいと思えます。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、時間も限られておりますので、審議を効率的に行っていただくため、答申案の記載内容の説明についてはなるべく簡潔にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、初めに1ページ「ア 報告を求める事項の変更」についてですが、基礎調査票及び月別調査票における乳製品の生産量や在庫量を把握する調査事項について、2ページから4ページの図1から図3のとおり、タンパク質の含有量別に「ホエイパウダー」の生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握する事項を追加するとともに、「脱脂粉乳」の在庫量について、国産・輸入別に把握することが可能となるよう変更を行うものです。

これらにつきましてはおおむね適当とした上で、これまでの部会審議結果を踏まえまして4ページの図3の下のただし書きのところ、牛乳乳製品を取り巻く状況を踏まえ、基礎調査票及び月別調査票における生乳の処理内訳のうち、乳製品向けの内訳について、これまでの「うち、クリーム等向け」を「うち、クリーム向け」「うち、脱脂濃縮乳向け」及び「うち、濃縮乳向け」に区分して把握するよう変更すること。

続いて、基礎調査票及び月別調査票のバター在庫量について、国産・輸入別に区分し

て把握するよう変更することの修正意見を付しております。なお、これに沿っての修正案は5ページから7ページまでの図4から図8までとなります。

次に、7ページの「イ 集計事項の変更」につきましては、今回の調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更するものなどであることから適当と整理しております。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

やや簡潔に、駆け足であったかもしれませんがポイントだけ挙げていただきました。要するに、ここの修正案という赤囲みのところが大きな変更のポイントであり、それを文章化したのが本文だということです。

これまで審議いただいたポイントを基本的に反映したものと思っております。こういった内容ということですが、少し確認いただきまして、これでよろしいかどうか意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

これまで農林水産省から提出いただいた修正案について、基本的には妥当であると思っておりますが、特に今回、前田審議協力者からいろいろ留意点が出されまして、特に詳細に把握した方が良いということで、牛乳乳製品市場の動向に応じて、よりきめ細かく把握した方が良いというものが、例えばクリーム等といったものを、もう少し内訳を出すとか、あるいは輸入分と国産分を分けるというのをホエイパウダーだけではなくてバターについても行うとか、そういった指摘が出ております。

よろしいでしょうか。

○小針専門委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、この図のレイアウト的なもの、中身の話ではなく具体的に言うと、在庫量を国産と輸入に分けて把握して内訳になるのであれば、左の表章のところが、きちんと内訳で出すような形になっているので、同じく内訳の形にした方が良くないかというように思ったのですが、中身自体を議論することだけであれば、そういうことをコメントする必要はないかと思いますが、形式面の議論が必要なかどうかということを確認させていただきたいです。

○川崎部会長 念のため質問の趣旨を確認させていただきますと、「うち」と書いてあるのを全部合計したら合計と一致するのということでしょうか。

○小針専門委員 そうではなくて、例えば2ページの「修正案」の在庫量について、合計と国産と輸入で、多分この国産と輸入というのは合計の内訳になると思うので、こういうものを内訳表記するような形にするようなことも、この答申を考える上であわせて考慮し

の方が良いのであれば、その意見も必要かなと思うのですが、実際にこういう形に変えていきますよということのみを、中身との齟齬がなければ良いということであれば、図のレイアウトみたいなことの発言は必要ないと思いますので、そこが必要なかどうかということも含めて確認させていただければと思います。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 表のところを、例えば在庫量の合計と国産と輸入があるが、国産と輸入を合計の内訳にした方が良いということでしょうか。

○小針専門委員 そうした方がレイアウト上、分かりやすいと思うのですが、ただ、別にそうしなくても、答申の中身に影響するものではないのですが、それを考慮する必要があるのであれば、そこも見て判断した方が良いと思いますし、ここで記載してあることと中身さえ一致していれば良いのであれば結構なのですが。

○川崎部会長 今だんだん理解してきましたが、要するに在庫量の合計のところから、少し頭を下げたような形で「うち、国産」「うち、輸入」というようなレイアウトで表示をした方が、記入する側、あるいはデータを利用する側としてもより分かりやすいのではないかという意味なのかなと思いました。レイアウト上それぐらいの変更をすることは、特に問題はありませんでしょうか。

多分、見た目にはその方が分かりやすいのかなという点ではあるのですが。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 縦と横の項目で、縦で整理している在庫量の箇所は、基礎調査票、月別調査票本社用調査票の全てであります。国産と輸入を合わせたものが合計となるので、国産、輸入を内訳という形で整理していません。

○川崎部会長 そうですね。確かに。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 横で整理している生乳の用途別処理量の内訳の箇所は内数の形にしておりますが、これは内訳を合わせたものが必ずしも合計とはならず、差し引きがあるものとなっており、統一性はっておりますが、全て内数の形にした表の方が良いということであれば、特段に影響はないことから、対応することは構いません。

○川崎部会長 確かに2つのものを合計したら上の行の合計に一致するという場合は、頭を下げる方が通常は多いですね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 多いです。

○川崎部会長 その次の図2のホエイパウダーのようなものは、実は内訳はあくまでも内数の幾つかを抜き出していて、これを合計したからといってホエイパウダーの合計になるとは限らないという場合は、あえてきりかきのような形にしているということがあったりするかもしれませんね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 もう1点補足しますと、生乳の用途別処理量の内訳については、「うち、チーズ向け」と「うち、クリーム向け」などに分けていますが、これ以外にも若干ですがほかの乳製品もあり、これを全部足しても合計とは必ずしもならないことから内数としています。事業者が内数として整理した方が分かりやすいということであれば対応しますが、少なくともこの形で統一的に事業者の方も記入をしてきていますので、特に間違えることはないと思います。

○川崎部会長 確かにこの点、私もほかの統計で見たこともあります。縦のところで単純に合計して一致するような場合は引込めないことの方が多いように思いますね。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 一応、私ども農林水産省の統計は全てそうになっているとは言えませんが、少なくともこの統計の中ではこの形にしています。

○川崎部会長 分かりました。小針専門委員がおっしゃったような、調査票のレイアウトが見やすく、誤解のないようにという観点は非常に大事ではあるのですが、これまでのことを考慮しても、おそらくほかの調査のつくりとも齟齬がないようですので、この点、レイアウトも含めまして、こちらでよろしいでしょうか。

○小針専門委員 はい。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。何かお気づきの点などはありますでしょうか。

○岸本専門委員 大変細かいことで、確認だけなのですが。私の理解が足りない気もするのですが、2ページ目の図1の「7 乳製品の生産量」のこの表と、その後に出てくる6ページ目の図6の「統計委員会修正案」ということで、このバターのところの記載が2ページ目は斜線が引いたままなのですが、6ページの場合ですと、ここが調査項目になるという赤い印が入っていて、これは何か説明の順序上このような表現をとっているのかどうか教えてください。

○成瀬農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長 最初の2ページは、私どもが今回の申請時に増えた項目になっており、その後に統計委員会の方の意見をもとに修正したというつながりになっています。

○岸本専門委員　そういうことですね。はい、分かりました。

○川崎部会長　この点よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

図や文章がたくさんありますので、御覧なりにくいところがあるかもしれません。

では、大体御覧いただいたところではありますが、これで「ア」につきましてはこういった形でよろしいでしょうか。

いきなりこれだけのボリュームを御覧いただくのは大変恐縮ですが、それでは、これにつきましては了承いただいたものとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

今、「ア」だけと申しましたが、「ア」と「イ」をあわせて了承いただいたということですので。ありがとうございます。

それでは、これにつきましてはこのような整理でよろしければ、全体としては「理由等」の方は了承いただいたということになりますので、もとに戻りまして、全体の「承認の適否」ということですが、こちらの方もよろしいということかと存じます。全体の「承認の適否」についても了承いただいたということでしょうか。

すみません。私の方で早とちりをしてしまいました。今、1ページ目の(2)から8ページ目の上段のところまでを了解いただいたという形になろうかと思えます。

今度は8ページ目の2のところですね。ここにつきましても、確認をいただいた上で対応していきたいということです。その上で全体を承認いただくという手順に進みたいと思っております。

2というのは、過去の統計審議会の諮問に対する答申における指摘事項への対応状況ということです。これは、統計委員会の前身の統計審議会の答申にありました事項につきましての対応状況ということですが、具体的に言えば、鉱工業生産指数(速報)への反映ということです。これにつきましても、事務局から簡単に説明いただいて審議いただきたいと思えます。お願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官　それでは、8ページの「2 統計審議会諮問第310号の答申における指摘事項への対応状況について」です。平成18年8月に出されました統計審議会答申におきまして、月別調査結果が鉱工業生産指数(速報)に反映されるよう、公表期日の早期化について指摘されております。

これにつきましては、農林水産省では多少なりとも公表期日を前倒しで行ってきたところではありますが、今後は鉱工業生産指数(速報)に反映されるよう公表日のおおむね1週

間前までに経済産業省にデータ提供を行うこととしており、同指数の精度向上に資するものであることから適当としております。

説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

これにつきましては、鉱工業生産指数（速報）に反映されるようにという対応が記載されております。これは審議のとおりであろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この点につきましては了承いただいたものとさせていただきます。

では、次に進めさせていただきます。9ページ目ですが、9ページ目に「3 今後の課題【P】」と記載しております。これは審議の上で判断していこうということでペンディングとして挙げているということです。

これは、統計調査の答申において、今後さらに検討していただきたい事項を書くこととされておりますが、もちろん書かなければいけないということではありません。

これまでのところ、牛乳乳製品統計調査につきましては特段大きな、今後に引き継がれるような課題というのは見当たらなかったように思っております。そこで、ひとまずこれはわざわざ項目を立てないでも良いのかなと私としては思っておりますが、もし何か今後とも引き続き検討すべきという課題があるようでしたらお挙げいただいたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

もしお気づきのことなどありましたら、今からでも遅くありませんのでお願いできたらと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、ここの「今後の課題」は、牛乳乳製品統計調査につきましては特に掲載しないということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、以上を踏まえまして、先ほど順序を間違えて、先走りましたが、冒頭の1ページ目の1「(1) 承認の適否」ということです。これにつきましては、承認をして差し支えない。「ただし」というような文章ですが、若干の計画の修正をした上で全体としては変更を承認して差し支えないという結論です。この点につきまして、了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。特段意見がないようですので了承とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、牛乳乳製品統計調査の変更についての答申案は、このような形で進めさせていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

牛乳乳製品統計調査の答申案につきましては、この後、統計委員会が今月 26 日に開かれますので報告させていただきたいと思います。その際に、もう 1 点、ここに特に明記してありませんが、統計委員会の方でこれまで諮問、答申の行われてこなかった統計が未諮問基幹統計と呼ばれておりますので、それについての確認事項が幾つかありました。

特に統計の意義、役割、あるいは民間委託の状態などを点検するということでありましたが、それにつきましては既に審議をいただいておりますので、この点につきましては報告をさせていただきたいということです。

それでは、続きまして、今度は農業経営統計調査の変更について、順番に、答申について審議させていただきたいと思います。これは先ほど事務局からも説明がありましたとおり、冒頭に「承認の適否」という結論が記載されております。これをいきなり審議するのではなく、「(2) 理由等」の方から順番に審議をいただきまして、最後に「承認の適否」に戻って確認をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方から「理由等」の内訳を順に説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、初めに 1 ページの「ア 調査対象の範囲の変更」につきましては、「任意組織経営体」を調査対象の属性的範囲から削除するとともに、関係する調査票を廃止するものです。これについては、任意組織経営体に係る統計ニーズが低下していることを踏まえたものであることなどから、適当という整理としております。

なお、この調査対象の範囲につきましては、一部、今後の課題として整理しておりますので、後ほど 22 ページ「2 今後の課題」で改めて説明させていただきたいと思います。

次に、2 ページ「イ 報告を求める者の変更」についてです。まず、「(ア) 母集団名簿情報の変更」につきましては、本調査の母集団名簿情報について、最新の 2015 年農林業センサスの情報等に更新するとともに、二条大麦などに係る母集団名簿情報については、行政記録情報である経営所得安定対策等加入申請者情報を活用して整備することとしているものです。

また、2 ページから 5 ページにかけての「(イ) 標本設計の変更」につきましては、新設する「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」に係る米、小麦及び大豆に係る標本設計を行う、また、経営統計調査及び生産費調査の一部につきまして、目標精度や規模階層区分の変更をするものです。

これらにつきましては、これまでの審議結果を踏まえ、いずれも適当として整理しております。説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

基本的には、「調査対象の範囲の変更」、それから「報告を求める者の変更」については適当であるというように整理をしておりますが、若干の課題もあるという認識です。

確認ですが、2 ページ目に「P」と書いてあるのは、どのように理解すれば良いのですか。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 事務局からです。それは、今の説明にもありましたように、22 ページの。

○川崎部会長 後ろに入るといふ。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 今後の課題と関連するものを、ここでまず前さばき的に出しているものです。

○川崎部会長 この文書自体を変えることがあり得るといふ趣旨なのですか。「P」という記号の趣旨を説明していただけますか。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 「今後の課題」とするかどうかは今日の部会で審議しますので、そういう意味で「P」にしています。

○川崎部会長 分かりました。

そういうことだそうです。したがって、これを入れるか、入れないかも含めてという審議ということになります。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それは、一番最後の「今後の課題」で。

○川崎部会長 そういうことですね。それを最後に、意見をいただきたいということです。そういうことで、今のところはこの括弧を除きまして、全体として「調査対象の範囲の変更」、「報告を求める者の変更」の記述につきまして、これでよろしいかどうかということを確認いただきたいと思います。

この「P」の意味合いが分かりにくいので、もう少し説明を追加をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 大変恐縮です。説明不足で失礼いたします。

2 ページの上の「P」は先ほど申し上げたとおりですが、それ以外の4 ページとか、あるいは先の15 ページ、16 ページ、この辺りは冒頭の農業経営統計調査の調査実施者から

の前回部会の宿題の関連のところで、答申案に係る部分は、まだ最終的な議論が終わっていないということで、書きぶりを便宜上「P」にさせていただいているものです。

○川崎部会長 もう一度、私なりの理解で確認させていただきます。2ページの「P」は先ほど申しあげましたとおり、後ろの方でもう一回出てくるので、そこできちんと審議しましょうということなのですが、4ページ目「目標精度等の変更」につきましては、本日説明がありましたが、そのやりとりで委員の皆さんが了承されれば「P」は外れるということですよ。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい。

○川崎部会長 したがって、これについて、今「P」と記載してあるのは、作成時点ではペンディングでしたが、今日説明を聞いて、審議いただいた結果、委員・専門委員の皆様が了承されましたので、ここではおそらく記述がよほど事実を反映していないということがなければ、ペンディングを外すと理解いただけたらということです。

本日の説明の前の時点で答申案が書かれていますので、「P」というのはそういう趣旨で入っているものもあるということとして、それ以外のところが今の2ページ目のところであるということですね。これについて、取り扱いをもう少し考えましょうというのが2ページ目のところということです。少し分かりにくかったかもしれませんが、よろしいでしょうか。

そういうことで、1ページ目「ア 調査対象の範囲の変更」というのが大きな部分です。それから、「報告を求める者の変更」、これは調査対象のところですが、これがずっと行きまして、4ページから5ページ目の上半分、ここまでが「調査対象の範囲の変更」「報告を求める者の変更」ということです。要するに、調査の枠組みとしての対象者の変更ということですね。

これにつきまして。どうぞお願いします。

○小針専門委員 よろしいですか。

「P」とされている2ページ目のなお書きのところで、「なお、本調査では」の先なのですが、今回の調査で個別経営体と組織法人経営体に区分をして調査を実施されることになるのであって、細かい書きぶりの問題なのですが、今はまだ任意組織経営体があるので3区分で、今回の変更によってこの区分になるという書きぶりが正確なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

「本調査では」は、今の状況で実施しているところはまだ任意組織経営体が含まれてい

て、今回の変更によりこの2つに変わる。ただ、「P」自体をここに入れるべきなのか、後の今後の課題のところまで全て整理をするべきなのかということにもかかると思うのですが。

もし、ここに入れるのであれば。

○川崎部会長 そうすると、ここに入れるとすれば、今の指摘は確かに説明の整合性という点からすれば、「本調査では、今回から調査対象を個別経営体と組織法人経営体に区別して」というように、「今回から」が入ればあまりおかしくない。あるいは、従来は調査対象を任意、それから組織法人としていたというどちらかでないと、確かに収まりが悪いというところがありますね。

○小針専門委員 はい。

○川崎部会長 この点、確かにそうかもしれませんね。どうでしょうか。事務局の方で案文を作っていただく感じでどうでしょうか。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そうですね。そういう形で。

○川崎部会長 ロジカルにもそうですね。では、そのような方向で直していきたいと思いますが、どちらがすっきりしますかね。実質しているところであるがということ、どちらかという、今後のことを言う方が私は良いような感じがするので、本調査では「今回から」というのを入れたらどうでしょうか。

「今回から調査対象を個別経営体と組織法人経営体に区分して調査を実施することとしているが」ということですね。だから、今回からこのような形で実施することとしているが、現在さまざまな経営体が見られることからというようにつなげていくということではないでしょうか。そんな感じで記録をよろしくお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知しました。

○川崎部会長 今回からこの2つの区分で行うこととしているがということですね。そのような文章とさせていただきたいと思います。最終的には、もう一度文言を確認させていただく形をとりたいと思いますが、指摘を踏まえてそのような修正をしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

大きな項目としては、「調査対象の範囲の変更」これが1ページですね。それから、2ページが「報告を求める者の変更」、「母集団名簿情報の変更」につきましては適当であるということですね。

それから、「(イ) 標本設計の変更」についての説明文が2ページ目の下から入って、若

干表の形など見やすくしていただいておりますが、変更した上で、4ページ「目標精度等の変更」、ここは「P」と記載してありますが、この「P」は外れて、このままの文章を想定しております。

それから、右の5ページ目の方にまいりまして、「②規模階層区分の変更」ということですが、これも規模の階層をこのように変えていこうということで、それも適当であると整理をさせていただきます。

何かありますか。

○納口専門委員 本当に枝葉末節で恐縮ですが、2ページのペンディングのところの3行目に「正確かつ的確に」という言葉があるのですが、先ほどの牛乳乳製品統計調査の方の1ページ目、先ほどのところに戻って恐縮なのですが、1(2)②に「適確に」という言葉があって、漢字が違うのですが、私の理解で申し上げますと、農業経営統計調査の「的確」の方がどちらかというところと正しくて、最近は「適する」の方を使う人も増えているかもしれませんが。

○川崎部会長 的の「テキ」の方が良い。

○納口専門委員 はい。その方が良いのではないかと。いずれにしても、どちらかに統一した方が良いのではないのでしょうか。

○川崎部会長 そうですね。どちらかというところと資料2の方の修正をした方が良いという意見というように理解してよろしいですか。

○納口専門委員 はい。そうです。

○川崎部会長 確かに、これは文字表現の的確さということで、こちらの資料にさかのぼりまして、1ページ目の下から7行目の「運用を適確に」の「適」を「的」にかえるという指摘でした。

今のようにお気づきのことがありましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

○安達総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 恐れ入ります。資料2の(2)のアの「適確」ですが、適時適確という意味で「適」の字が使われているということではないでしょうか。

○櫻井農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室課長補佐 資料の「適」については、あえて使用しているところであり、そのまま使わせていただきたい。

○川崎部会長 適切で確実にというつもりでというのが。

○安達総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 適時という意味ですか。

○櫻井農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室課長補佐 はい。

○川崎部会長 まあ、間違いとは確かに言えないですね、これは。どうでしょうか。

それでは、ここの部分の文章はどちらかということ、部会側が作文している部分であるので。農林水産省としては適切な「適」を使いたいけど、部会としては「的」を使いたいという意見が分かれるところかもしれませんね。あまりこの1文字にこだわっても仕方がないのかもしれませんが、どうでしょうか。

○納口専門委員 お任せします。

○川崎部会長 日本語の微妙な揺れということで、ここは容赦いただくということでもよろしいでしょうか。そこは、少し気にはなるが、こだわらないということにさせていただきたいと思います。

それと、先ほどのさかのぼっての修正はないことにさせていただきまして、資料3の2ページ目の方はよろしいでしょうか。ここでは、「的」のテキを使っているわけですね。これはよろしいですね。

そういった文言上のことも含めましてお気づきのことがありましたら、どうぞ遠慮なくお願いしたいと思います。

○小針専門委員 すみません。よろしいですか。

○川崎部会長 はい、どうぞお願いします。

○小針専門委員 4ページの「目標精度の変更」のPがあるところの「(ii) 一方、行政上の利活用の観点からの重要度がそれほど高くない」という表現ぶりは、もう少し工夫が必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 なるほど。

○小針専門委員 趣旨と、多分もともとの数が少なかったりとか、そのあたりもあると思うので、書きぶりだけ少し工夫が必要かなという感じがします。

○川崎部会長 行政上の重要度が高くない営農類型ということ、この類型自体の重要度が高くないように受け取られてしまうというおそれがありますね。例えば目標精度確保上、多少精度が低くでも容認できるとかそういう趣旨ですね。少し文言の工夫が必要かもしれませんね。我々も少し考えないといけないかもしれませんが。

精度確保の必要性がそれほど高くないとか、そういうニュアンスのことが書けたら良いのですかね。

○岸本専門委員 いいですか。多分「統計上の利用の観点から」で良いのではないですか。行政上と言ってしまうと何か。

○川崎部会長 そうですね。

○岸本専門委員 行政の問題になってしまうのですが、ここは「統計上」ということで整理されると良いのではないですか。

○川崎部会長 なるほど。そうすると、今の岸本専門委員の提案を踏まえると、「一方、統計利用上の観点から重要度がそれほど高くない」という言い方で良いですか。

○西郷委員 「統計利用上の観点から目標精度を定める必要がない」とか。

○川崎部会長 その方が良いですね。重要度が高くないというのも少し言い過ぎですね。

では、今のお二方の意見を踏まえまして、「統計利用上の観点から目標精度を定める必要のない一部の営農類型」というような感じでしょうか。そのような形でここは修正させていただきます。ありがとうございます。

これは、この営農類型で事業をされている農家の方には失礼な表現であったかもしれませんが、これは大事な指摘だと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、大体書かれた文章に沿ったような形でここに掲載しておりますので、大きな表現上の問題になるところはあまり多くはないと思いますが、今、指摘いただいたPの部分が新たにあらわれた文章ですと、そういう若干の問題を含み得る要素が高いと思いますが、そのあたりを中心に御覧いただきまして、特に大きな点は今ので出していただけのかなというように思っておりますが、そのようなことを踏まえまして、今のアとイの項目、これらにつきまして、このような形です承いただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、アとイについては了承いただいたものとみなします。

次に進みまして、「ウ 報告を求める事項の変更」ということです。これは調査事項の変更ですので、かなりボリュームがあります。いきなり全部を見ていったらなかなか大変かと思しますので、どうしましょうか、少しずつ区分しながら進めていくという感じで行きましょうか。

(ア)と(イ)ですから、5ページから7ページまでということですね。では、5ページから7ページにかけて説明を、事務局からお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 5ページの「ウ 報告を求

める事項の変更」についてです。

まず、「(ア) 調査票「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」の新設につきましては、組織法人経営体に係る米、小麦及び大豆の生産費を把握する調査票として、基本的に個別経営体に係る生産費調査と同様の調査事項を設けた調査票を新設するものです。

また、6ページの「(イ) 営農類型別経営統計における指定部門の削減・廃止及びこれに伴う調査事項の変更」につきましては、7ページの図1のとおり、営農類型別経営統計における一部の指定部門を削減・廃止するとともに、調査票において部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行うものです。

これらにつきましては、これまでの審議結果を踏まえまして、適当として整理しております。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。(ア)と(イ)、それぞれ調査票「経営台帳」の新設が(ア)、それから(イ)が営農類型別経営統計の指定部門の削減・廃止及びこれに伴う調査事項の変更ということです。少々文章の長いところもありますが、少し御覧いただきまして、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

○小針専門委員 すみません、1点。

○川崎部会長 はい、どうぞお願いします。

○小針専門委員 内容について異論があるものではないのですが、1文が長過ぎるかなという気がするので、1ページの(2)アのところに、「本申請では……廃止する計画である。これについては……」という形で理由があるような形にすればいかがでしょうか。

例えば、5ページのウの(ア)で言うと、本申請では何々をする、以前こうであったが、こういうふうにするみたいな書きぶりの方が分かりやすい気がします。

○川崎部会長 確かにおっしゃるところはそうですね。少し「源氏物語」調のマルが来るのが随分後かなというところがありますね。

確かに、文章を圧縮した方が良いですかね。趣旨が変わらない範囲で読みやすい文章にするというのは確かに必要なことかなという気は私もするのですが、ここで一つ一つ文章の作り変えをしていくのは時間もかかるかと思いますが、もし差し支えなければ、私に一任いただいて、私の方で趣旨が変わらないように注意しながら、どちらかというところと簡潔な文章で、かつ頭に結論が出て、後ろに説明が入るような形に書き直して、もう一度、その案はメールなどで確認いただくという手続をとらせていただきたいと思います。

しいでしょうか。

私もそういう目で、美しい分かりやすい日本語という観点で見えていなかったのですが、どの辺りを重点に直せば良いのかなと思って、今見始めているのですが、おっしゃっているのはどのあたりですか。特に5ページ目の頭のところとか、この辺り見るからに長いですよ。ほかにもどうでしょうか。

6ページ目の(イ)の頭もそうでしょうかね。これは4行ぐらいだから我慢できるかな。微妙なところですね。もし、特にここはというところがお気づきでしたらおっしゃっていただけたらと思いますが。多分、一番大きなのは今の5ページ目ですかね。6ページ目は微妙かなと思いますので、もう一度、私も改めて読んでみて、長いかなと思ったら事務局と相談して作り直してみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、字句、表現等含めて結構ですが、何かありますでしょうか。

それでは、ひとまず(ア)(イ)は了承いただいたものとさせていただいて良いでしょうか。その上で、先ほどの修正をさせていただきます。

それでは、続きまして8ページ目に進めさせていただきます。8ページに(ウ)という項目がありまして、その後、項目としては、図が入っているのでページ数が多いところがありますが、(ウ)から(オ)、12ページまでをまとめて説明いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 8ページ「(ウ)組織法人経営体に係る営農類型別経営統計において他の企業統計との比較に資する調査事項の変更等」につきましては、損益計算書等に係る調査事項につきまして、8ページ記載の①から④のとおり、例えば①の「事業外収支」を「営業外収支」と「特別損益」に分けて把握するなどの変更を行うこととしております。

これらにつきましては、他の企業統計等との比較可能性の向上に資するものであることなどから、おおむね適当と整理した上で、これまでの部会審議結果を踏まえまして、9ページ下のただし書きのところで、報告者が記入に当たって紛れが生じないように、①としまして、損益計算書に係る事項については、一般的な損益計算書の項目の並び順に沿って配置を修正すること。②としまして、事業従事者数に係る調査事項について「役員」の定義を調査票上に明記すること、記入欄を「事業全体」及び「農業事業」に分割するとともに、各「構成員」の定義を調査票上に明記することが必要であるとの修正意見を付しておりま

す。なお、これらを踏まえた修正案は、10 ページから 11 ページの図 3 及び図 4 になります。

続きまして、11 ページ「(エ) 組織法人経営体に係る営農類型別経営統計における「調査客体概況－構成員の状況等」の変更」につきましては、12 ページの図 5 のとおり、「出資者数」の男女別内訳を削除するとともに、「出身世帯」の内訳区分を削除し、農家世帯・非農家世帯に集約化するものです。

これらにつきましては、おおむね適当と整理しました上で、これまでの部会審議結果を踏まえ、11 ページ下のただし書きのところですが、「出身世帯」については、報告者が回答するに当たり紛れが生じないよう、項目名を「出資世帯数」に修正する必要があるとの修正意見を付しています。これに沿った修正案は 12 ページの図 6 になります。

続きまして、12 ページの「(オ) 組織法人経営体に係る営農類型別経営統計における「調査客体概況－経営耕地面積等」の変更」につきましては、13 ページ図 7 のとおり「耕地以外の土地」の面積等を把握する調査事項を新たに追加するものです。

これにつきましては、これまでの部会審議結果を踏まえ、適当として整理しております。説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、順にまいりたいと思いますが、まず(ウ)の方ですが、これはおおむね適当という整理が 8 ページの下に出ています。これは変更が①から④までである中で、それらについてはおおむね適当という結論ですね。

おおむねと述べている背景には、若干、部会からの修正意見があったということで、部会からの修正意見につきましては、10 ページ、11 ページにあるということです。図の部分、文書の部分も含めて確認をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

では、ひとまず意見を確認させていただきます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、(ウ)につきましては、このような形で了解をいただいたものとさせていただきます。

それでは、続きまして(エ)の方に進ませていただきますが、(エ)は組織法人経営体に係る営農類型別統計における「調査客体概況－構成員の状況等」の変更ということです。これにつきましては、概要は 11 ページにあるとおりですが、おおむね適当ということですが、若干言葉が修正になったということです。この修正案を 12 ページの図 6 のように出しているということです。

11 ページの中ほどには、先ほど納口専門委員がおっしゃった「統計ニーズが低下してい

る」というのがありますが、これは「ない」という言葉で断定しておりませんので、先ほどのコメントとは直接つながるわけではないですが、統計ニーズへの言及はありますが、このような表現ということによろしいですか。

では、(エ)につきましてはこのような形によろしいですか。「出身世帯」というのを「出資世帯数」と修正したという意見も出ております。

○小針専門委員 すみません。

○川崎部会長 どうぞお願いします。

○小針専門委員 全然中身ではなく、言葉の問題なのですが、11 ページのところで「集約化」と記載してあるのですが、「化」は付けなくても良いのではないかなど。どちらでも良いのですが。「集約する」の方が。

○川崎部会長 そうですね。集約すること自体が、もう変化させていることから、「化」まで付けなくても日本語的にはしますが、よろしいでしょうか。11 ページ、(エ)の第1段落の最後の行ですが、「農家世帯・非農家世帯に集約化する計画である」のところを「集約する計画である」ということですね。

○小針専門委員 その下にも。

○川崎部会長 その下にもありますか。

○小針専門委員 出資者数の内訳の。

○川崎部会長 本当ですね。私も見落としていましたが、そこも「集約化」といってありますが、「集約」ということではいかがでしょうか。短く簡潔な方がよろしいかと思っておりますので賛同しましたが、よろしいでしょうか。特に異論がなければこれにします。

ほかには何かありますか。では、(エ)につきましては了承いただいたものとさせていただきます。

では、続きまして(オ)に進みたいと思います。「調査客体概況－経営耕地面積等」の変更ですが、これにつきましては、変更内容を説明した上で12 ページの一番下に適当であるというように整理しております。その中身は、右側13 ページの上の図のとおりです。

これは原案のとおりということですね。農林水産省の出された案のとおりということで、適当であるとしておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これについては特に意見ないものとして、了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は次の項目の(カ)に進ませていただきたいと思います。

これにつきましても事務局から説明を、(カ) だけではなくて、(カ) から (ク) まで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、13 ページ「(カ) 個別経営体における「世帯員」を把握する事項の変更」につきましては、図8のとおり「家計費推計者区分」欄の名称を「扶養区分」欄に変更するものです。また、14 ページの「(キ) 個別経営体に係る営農類型別経営統計における「調査客体概況」の変更」につきましては、図9のとおり、農作業受託に係る作物の種類等及び面積を把握する事項及びこれに対応する注記を削除する、また、引き続き把握する生産調整田面積について、定義に係る注記を追加することとしております。

これらにつきましては、報告者に紛れが生じないよう配慮したものであることから適当と整理しております。

次に、14 ページ「(ク) 個別経営体に係る農産物生産費統計における「主要指標及び作物柄」「調査作物の受委託状況別面積」の変更」につきましては、15 ページの図10及び16 ページの図11のとおり、生産組織への参加状況及び主な被害の種類を把握する事項を削除する、報告者における作物の生産に係る作業の受託(請負)状況を把握する事項を削除することとしております。

これらについてはおおむね適当と整理しております。この部分につきましては、前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項として、調査作物の委託状況別面積に係る事項について、個人と団体別に委託状況を把握する必要性に関しての意見があり、最終的には本日の審議結果を踏まえ整理する必要があったことから、P(保留)としておりますが、15 ページのただし書きのところで、委託の相手を把握する項目を削除する必要があるとの修正意見を付すとともに、その修正案を16 ページ図12に添付しております。

説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、この(カ)(キ)(ク)ということで順番に確認させていただきたいと思います。

(カ) は基本的に諮問案をそのまま説明した上で、適当であるというふうに結んでいるのが13 ページのところということです。(カ) につきましてはいかがでしょうか。

どうぞお願ひします。

○小針専門委員 中身を大きく変えるものではないです。(カ) の最後「負担感もない」という書き方は「少ない」の方が良いのかなという感じがします。今まで変わっていないの

で変化はないし、書けなくはないと思うのですが、「ない」という表現は少しどうかと思います。

○川崎部会長 なるほど。調査する以上、負担はゼロではないから「ない」というよりは「少ない」ではないのかということですが、いかがでしょうか。これは微妙な日本語のニュアンスかもしれませんが、よろしいでしょうか。私も確かにそうかなというように思うのですが、ここはこのような形で、13 ページの一番下の行「負担感も少ないことから」にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、このような修正にしたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

では、これにつきましてはよろしいでしょうか。了承いただいたものとさせていただきます。

では、(キ)に進みます。(キ)の方につきましても、調査客体の概況についての変更ですが、これは諮問内容を記載した上で中ほどのパラグラフで適当であるというように説明をしております。その理由として、下の①②と挙げてあるという訳ですがいかがでしょうか。

では、これにつきましては特段意見ありませんでしょうか。それでは、(キ)につきましては了解いただいたものとして、このままで進めさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、(ク)に進みたいと思います。こちらは「主要指標及び作柄」「調査作物の受委託状況別面積」の変更。Pと記載してありますが、こちらは説明が本日あったので、そういう形になっているということですね。中身としてはおおむね適当というのが15ページの第2パラグラフに記載してあります。諮問内容が最初に出てきて、その後、おおむね適当というのが第2パラグラフですが、その理由として①から③が記載してあります。

この下のところ「委託の相手」を把握する項目を削除するというがあるので、これは本日の審議でも確認されましたので、Pが入っておりますが、この部分の原案からの修正をお願いするということでおおむね適当という整理とさせていただいたということです。その中身につきましては、16 ページ目のおりということです。

いかがでしょうか。

○小針専門委員 すみません。私ばかりですみません。

○川崎部会長 どうぞ。

○小針専門委員 このPの説明で記載していただいているところの「主な利活用先である……分けて把握する必要性が乏しい」というところの理由ですが、そちらよりもそれぞれ委託先が変化している中で「個人」「団体」を区分する、さまざまあって区分することが煩雑であったり難しいという方に理由を書くのであればしていただきたい。形態が変化する中で、正確に把握することが難しくなり、そういう形の方が実態にも即しているかと思えますし、理由として良いかなと思います。

○川崎部会長 理由としては、そういう変化している中での「必要性が乏しい」ということだと。

○小針専門委員 例えば団体というものをどのように区分するか。「個人」と「団体」というものを、例えば個別経営でも法人経営であったりとか、「個人」「団体」という形での現状の区分自体が難しいという部分はあると思いますので、必要がないというよりは、そういう実態を踏まえてという形の表現が良いように考えます。

○川崎部会長 ほかの方、いかがでしょうか。では、今の小針専門委員の意見をベースに進めていくということによろしいでしょうか。ここに、表現をどう書くかということがありますが、後ほど、もう一回丁寧に文章の案を作って、確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、そのような条件つきでこの件につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、16 ページの上のところまで進んだことになろうかと思えます。16 ページの次の(ケ)のところからですね。ここからまた、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、16 ページの「(ケ) 個別経営体に係る農産物生産費統計における「ほ場枚数及び面積」の変更」につきましては、17 ページの図 13 のとおり、ほ場間の距離及び団地への平均距離に係る調査事項を新たに追加するものです。

また、17 ページ「(コ) 個別経営体に係る農産物生産費統計における米の「生産調整実施状況」等の変更」につきましては、18 ページ図 14 のとおり、「飼料用米作付状況」に限定して把握するとともに、「水稻裏作作付面積」及び「包装した玄米数量」に係る事項を削除するものです。

これらにつきましては、前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項があり、

最終的には、本日の審議結果を踏まえて整理する必要があった関係から、とりあえず「P」としておりますが、いずれも適当として整理しております。

次に、18 ページの「(サ) 個別経営体に係る農産物生産費統計における「移植」・「直まき」別作付面積」の追加につきましても、19 ページの図 15 のとおり、「移植」・「直まき」別に作付面積を把握する調査事項を新たに追加するものです。これにつきましては、これまでの部会審議結果を踏まえ適当としております。

次に、19 ページの「(シ) 個別経営体に係る米以外の農畜産物生産費統計における「調査客体概況」(「生産調整実施状況」等)の削除」につきましては、20 ページ図 16 から図 18 のとおり、「生産調整実施状況」「搾乳牛の概要」及び「繁殖用豚の品種別頭数」を把握する事項を削除することとしております。これらにつきましては、前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項があり、本日の審議結果を踏まえ整理する必要があった関係で、とりあえず「P」としてありますが、これについても適当として整理しております。説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、順番にまいりたいと思います。

16 ページの下のところ(ケ)。「P」と付いてありますが、これは本日審議したものであるということで「P」となっておりますが、内容的にはやや冒険的という指摘もありましたが、基本的には了解いただけたものと思います。そういう前提での適当であるという整理です。いかがでしょうか。

これは1つのポイントとしては、やや冒険的であるということコメントとして残すかどうかというのが1つありますが、その辺りはどうでしょうか。

○西郷委員 多分、当然なさると思うのですが、今後の課題のところ、「こういう集計をした効果を検証するように」というようなことを入れておけば良いのではないのでしょうか。実施部局としても当然のこととしてなさるとは思いますが、当然のこととしてなさるということであれば、今後の課題に記載したとしてもそれほど負担にはならないのではないかと思います。

○川崎部会長 分かりました。そのような意見ですが、いかがでしょうか。

念のため、納口専門委員もそうですか。

○納口専門委員 はい、結構だと思います。

○川崎部会長 分かりました。それでは、そのような意見でもありますので、どのような文言で入れるかにつきましては、これは新しい事項でもあり、また、かなり把握の上でも

それなりの難しさも考えられるので、そういうところを考慮の上で今後、精度や利用性についての状況を把握しておくというような形でしょうか。少しそのあたりの文言は私に一任していただきまして、その案を事務局と相談して作りますので、それでまた皆さんと相談、確認させていただくような形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今、事務局から確認を求められておりますが、今の指摘は、ここの変更した部分ということです。「ほ場間の距離」「団地への平均距離」ここですね。

○西郷委員 そうです。

○川崎部会長 私もそういう理解ですが、では、そういうことで、この点につきましては何かきちんとした確認を今後もしてくださいということで、今後の課題として入れることとしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○納口専門委員 図 13 ですが、変更案の方で「ほ場間の距離」とは何かとか、「団地への平均距離」はどうだとかという記入注意は加えられないのでしょうか。

○川崎部会長 これは、おそらくこの欄に書くということではなくて、調査手引きに。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 ここは職員（及び調査員）聞き取りがメインとなっており、聞き取りを行う職員等向けにマニュアルや調査要領等に記載したいと思います。

○川崎部会長 これは実際、調査員が相対で紙を渡しながら、質疑応答しながら書いていただくような形になる。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 職員等です。

○川崎部会長 職員等がですね。なるほど。いかがでしょうか。おそらくそういう状況であれば、紙に書いても、結構分かりにくいところもあるので、職員や調査に携わる方が、よくこの概念を理解して説明されることが大事なのかなと思います。では、ここには特に記載はないが、きちんと説明していただくということですね。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、「ほ場間の距離」「団地への平均距離」の事項としての把握の状況について、先ほどの今後の課題に入れることを前提としまして、このような文言で行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、続きまして次の（コ）ですが、個別経営体に係る農産物生産費統計における米の「生産調整実施状況」等の変更ということです。これにつきましては、原案の削除と

というのが最初の段落に記載されていまして、その後に、適当であるということが結論として記載されています。

その理由が①②、それから次のページの③と来ているところですが、このような形のものが(コ)の生産調整実施状況ということです。いかがでしょうか。

○小針専門委員 すみません。1点お聞きします。

○川崎部会長 はい。どうぞお願いします。

○小針専門委員 「適当である」と「おおむね適当である」を付ける基準ですが、先ほどの「ほ場間の距離」のところと個々の生産調整のところは両方とも「適当である」の前に「おおむね」を付けた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 若干のリザーベーションと言いますか、保留的なところがあるのでおおむねを付けたらどうかという意見ですが、事務局から何かありますか。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 答申案の整理では、「適当である」は特に問題はない。「おおむね適当である」は、幾つか部会で指摘をされて修正されたもの。結果的に統計委員会での修正が附带的に付くものが「おおむね適当」といっていて、今後の課題とは必ずしもリンクしない。

ですから、この調査事項はこれで適当なのだが、しかしながら、今後はこういうことを行う必要があるという形で、少しそこは切り分けた形で整理させていただいております。

○小針専門委員 承知しました。

○川崎部会長 調査事項の原案を変更するところまで至ったものは「おおむね」が付くが、そうでないものはこのままという感じかと思いますが、よろしいですか。これはどの辺りが線引きのポイントとなるのかが違うと思いますが。

○小針専門委員 はい。ありがとうございます。

○川崎部会長 では、そういうことで、この点は了承いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(コ)の項目につきましては、もし特段意見がないようでしたら、了承いただいたものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。こちらは了解いただいたものとさせていただきます。

それでは、続きまして、次のページ18ページの(サ)ですが、こちらは個別経営体に係る農産物生産費統計の米の「移植」・「直まき」別作付面積の追加ということです。これにつきましては、原案を説明した上で、18ページの下に適当であるという結論となっております。

ります。これについてはいかがでしょうか。

もし特段の意見がなければ、了解いただいたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、(サ)につきましては了解いただいたものとさせていただきます。

続きまして、19 ページの(シ)ですが、これは個別経営体に係る米以外の農畜産物生産費統計における「調査客体概況」の関係の事項の削除ということですが、いかがでしょうか。これにつきましても、最初に調査事項の変更、削除計画を説明し、下の方で理由を挙げた上で適当としております。いかがでしょうか。

変更案の原案は、次のページ、20 ページに出ております。原案のままということですね。すべて「削除」となっています。こちらはよろしいでしょうか。それでは、特に意見がないようでしたら、これは了解いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、20 ページの項目「エ」に進ませていただきます。これにつきまして事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 20 ページの「エ 報告を求めために用いる方法の変更」につきましては、調査票のうち現金出納帳及び作業日誌について、これまで地方農政局等の職員、又は統計調査員が数か月に一度、年4回を超えない範囲で調査対象者を直接訪問して回収を行っておりましたが、訪問回数を限定せず回収を行うよう変更するものです。これにつきましては、これまでの審議結果を踏まえ適当としております。

次に、21 ページの「オ 集計事項の変更」につきましては、調査票の廃止、新設、既存の調査票における調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項の変更等を行うものです。これにつきましてはおおむね適当とした上で、これまでの部会審議結果を踏まえ、ただし書きのところ、損益の状況に係る集計事項について、他の企業統計との比較分析に資するため、一般的な損益計算書に沿って項目の並び順を変更するとともに、内訳項目を追加する必要があるとの修正意見を付しております。

続きまして、同じく 21 ページの「カ 公表時期の変更」につきましては、一部の統計について①から③のとおり、変更を行うこととしております。これらにつきましては、これまでの審議結果を踏まえ適当として整理しております。説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

順番に見て行きたいと思いますが、「報告を求めために用いる方法の変更」ということ

です。これは原案どおり適当という整理となっております。これについては、たしか部会審議でもそのような結論でしたが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。これにつきましては、特段意見がないようでしたら、これです承いただいたものとさせていただきます。

それでは、次のオに進みます。「集計事項の変更」ということです。これは前段で変更の計画を説明した上で、中ほどのパラグラフではおおむね適当と整理しております。その理由としては、この下に「ただし」と記載してありますが、これは既に出てきた損益計算書の関係の項目の並び順の変更が生じているということで、集計事項の変更が必要であるということで、条件付きなのでおおむね適当という整理です。いかがでしょうか。

特段意見がないようでしたら、これです承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、カの「公表時期の変更」ですが、これはいかがでしょうか。これについては、最初のパラグラフで変更内容を説明した上で、適当であると整理してあります。最後の3行で、若干、予定よりおくれたものがあつたので、これについては適切に公表をするようにという指摘をしているということですね。

よろしいでしょうか。それでは、これにつきましても承いただいたものとさせていただきます。

それでは、最後の22ページです。ここでは「今後の課題」ということで1つ立てることを想定していましたが、これについても事務局から説明をいただいてもよろしいですか。お願いします。

○安達総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 それでは、読み上げさせていただきます。

2、今後の課題。本調査では、調査対象を個別経営体と組織法人経営体に区分して調査を実施しているところである。こちらの文章につきましては、先ほど指摘いただきましたところなのですが、そのまま読み上げさせていただきました。

次の段です。しかしながら、現在、個別経営体に区分されている一戸一法人（農業経営を法人化している農家）の中には、雇用が発生し、外形的に組織法人経営体と差異がない状況となっている一方、組織法人経営体についても、株式会社等の会社法人だけでなく、NPO法人の参入などさまざまな形態の経営体が見られるところである。

このため、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分

の見直しについて検討する必要がある。

それと、もう一つ、本日の部会審議を踏まえまして、「ほ場間の距離」と「団地への平均距離」の把握状況につきまして今後検証していただく必要があるという旨の記載が次に入ることになるということです。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。以上のようなことで、「今後の課題」のところでは、今後引き続きの把握、特に、次回、諮問答申があったところで、また確認をさせていただきたい事項を記載するということです。ここにはとりあえず前回までの部会で議論に上ってありました点を記載しているということですね。

今、事務局からもお話がありましたように、当初の原案で記載していますので、最初の文章は結びが、こういう方法で「実施しているところである」と記載してあるのですが、これは今回からこういうふうにするということなので、ここは先ほどの文章と同じような修正が必要であろうと思いますが、内容としてはこのようなことを指摘するというのが1点目です。

この文章につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 先ほど指摘を受けながら疑問に思ったのですが、本調査が何を指すのかということがあり、本調査が農業経営統計調査を指すとすると、農業経営統計調査に含まれる営農類型別経営統計と生産費統計で少し話が違います。営農類型別経営統計には既に組織経営体に対する調査が存在しており、生産費統計に関しては、今度、組織法人になっているところに限って水稻と麦、大豆について実施するという形をとっておりますので、その整理をしていく。この部分で指摘を受けることに関しては、本調査が一部を指すのか、経営統計調査全体を指すかで言い回しが変わってくることを整理する必要があると思います。

○川崎部会長 なるほど。そうでしたら、具体的にこういうイメージの文章というのを提案いただくことができますか。その方が議論しやすいかと思うのですが。

つまり、今、正におっしゃったように、農業経営統計調査は非常に大きい調査ですので、どこの部分を論じているのか確かに分かりにくいところがあるので。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 これまでの話であると、全体の話かと感じました、そこの文章の組織法人経営体の「法人」だけ取ってはどうでしょうか。

○川崎部会長 なるほど。そうすると、任意組織経営体は組織経営体に入るわけですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。それで、営農類型別経営統

計ですと、そういったものが入っているというところがあります。

○川崎部会長 そうすると、今の提案だと、単純にこんな感じの直しになるでしょうか。調査対象を個別経営体と組織経営体に区分するというシンプルな直しで良いという意味で理解してよろしいですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎部会長 確かに、先ほど、任意組織と法人組織というのを分けて表現しなければという気持ちがあったので、これからは法人組織だということをはっきり書くような修文を言いましたが、今の農林水産省からの提案は単純に組織経営体という言葉を使えば、従来から任意であろうが、法人であろうが対象に入っているから、それで良いのではないかという趣旨で私は受けとめたのですが、そういう理解でいかがでしょうか。おそらく議論している趣旨は同じことなのだろうと私は思ったのですが、私の方が誤解していたら申し訳ないです。もし、そういう修正が表現や意味内容の上でもベターであるということであれば、最初の方の2ページ目の一番上のPのところも同様の直しをするのがすっきりするということかと思うのですが、いかがでしょうか。

一気に前のページに切り変わって、2ページの「P」と記載してあるところ、これを合わせて直すこととなります。「本調査では、調査対象を個別経営体と組織経営体に区別して調査を実施しているところであるが」ということですね。どうでしょうか。もし意見がありましたらどうぞ。

○小針専門委員 よろしいですか。今のところの観点で言うと、今回、調査対象は、任意組織経営体を除外して、個別経営体と組織法人経営体を対象に調査するということが自体は事実なので、そういう事実として捉えた上で、ただ、統計上どう捉えるのかということとは別に、実態として、その2つで捉え切れるのか、今の定義で捉え切れるのかということ自体が課題であって、そこをどう考えるのか。この2つの定義であることが適当であるのかということが趣旨でしたので、生産費統計であるかということではなくて、まずその区分と、経営体の実態としてはさまざまあるがその2つに区分けできるのかという統計上の観点と両方あるので、そこをきちんと書くというようにした方がよいのでは。先ほどの組織形態に直してしまうと、ニュアンスと言いますか意味が違ってしまいうような気がします。

○川崎部会長 ほかの方いかがでしょうか。やや微妙な扱いですが。

小針委員と私の言っていることが合っているかどうか、確認も含めて、私なりの理解を

申し上げれば、2 ページ目の上の P のところは、もともと調査対象の範囲という事項の中での記述なので、調査対象の範囲を大きく捉えれば個別経営体、つまり農家世帯のような経営体と、それから、農家世帯の集団のようなもの、あるいはもともと法人化したようなものがある、そうすると、農家世帯の集団のようなものは法人化していない場合でも組織経営体と呼ぶのでしょうから、大きく分ければ個別経営体と組織経営体という整理はあながち外れてはいないのかなと思うのです。

それを、統計上どう区分して把握するかというと、組織の経営体は法人の経営体と任意組織経営体というのがあるというように、調査項目の上では分けて把握しているということのかなと思うので、そういう意味では2 ページ目で、調査対象の範囲がどこまでかと言ったら個別と組織、つまり法人も任意も両方含んだようなものなのだとやっているのであれば、ここ自体は違和感なく読めるものではあるのかなと私は思ったのですが、違いますかね。

○小針専門委員 よろしいでしょうか。

調査対象を今まで個別経営体と任意組織経営体と組織法人経営体の3 つであったものを、任意組織経営体を止めて2 つのみに限定するという形に変更したにも関わらず、経営体がさまざま変化をしているので、それに対して見直す必要があるというのを後ろでは今後の課題としていることに少し違和感があります。

そこまで言及すべきかどうか分からないので、コメントに留めたいと思うのですが、実態としては、今回のこの調査自体は個別経営体と組織法人経営体という2 つとし、任意組織経営体は対象としない調査という形に変更するというのが、まず今回の調査の設計で属性的な変更としては一番大きいところであるので。経営状況がどのようなものなのかということ踏まえる上で、経営実態を捉えるのがなかなか難しい任意組織経営体は調査対象から外し、経営体としてきちんと認識すべきものとして、個別経営体と組織法人経営体に限定するというにはまずアグリーします。

ただ、その先の問題として、経営体が2 つの区分の個別経営体と組織法人経営体の定義で経営の実態を捉えられるかということ、さまざまな形のもが出てきているので、その辺りを捉えるような区分や定義の必要というものを今後検討する。これは農業経営統計調査だけではなくて、農林業センサスも含めての検討になると思いますが、そういうことをすべきではないかという形で、きちんと整理をしないと、おっしゃるように混乱と思うので、私のイメージとしてはそのような形で整理をする。

○川崎部会長 そうすると、文章表現上当初言っていた今回の調査では個別と組織法人の経営体に区分するという方がまだベターであるということですかね。

○小針専門委員 そうです。

○川崎部会長 もっと言えば、任意組織経営体が外れることまで明示した方がもっと良いのかもしれない。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 前文は要らないのではないかと。今後の課題となれば、今、小針委員の指摘では、前の2行（前文）はあえて必要はないかもしれないなと思ったのですが。

○川崎部会長 前の2行ですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 いえ。今後の課題の「本調査では、……実施しているところである」というところではなくて、その背景をいうところから始まる。現行の調査の中で、その実態をうまく2つに区分することでうまく表現できているのかという指摘だと思いますので。

○川崎部会長 分かりました。その部分は前置きであり、本論は「しかしながら」から後なので、そこのところはもう一度今の議論を整理した上で、私の方でおさまりの良いような文章に直させていただこうと思います。ただ、その意味では、文章としては「今回の調査では」ということでも良いような気が私にはしていますが、確認していきたいと思います。

ここの切り出しが現状の調査を適切に表現できたという前提のもとで、後段の2、3行目以降の「しかしながら」以下はこんなところでよろしいでしょうか。

おそらくこれは、結びの「調査対象区分の見直しについて検討する必要がある」ということで、部会審議の方向を反映しているのかなと思っているのですが、よろしいでしょうか。

ほかに意見はありますか。今のことを踏まえての意見とか、別の観点からの意見からでも結構ですが。

○納口専門委員 すみません。確認ですが、ここで今後の課題としますと、次回、農業経営統計調査の諮問時に、回答を用意しなければならないということになるわけですね。

○川崎部会長 そういうことになると思います。

○納口専門委員 おそらく農林水産省の方としては、2020年の農林業センサスに向けて、こういう検討を行うので、それに合わせて農業経営統計調査の方も、整合性を持って変更を検討するという、かなり手持ちがあつての今後の課題の書き方だということですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 指摘は部会の方でいただきましたので、ただ、そのときにもお答えしたように、私どもとしても、こういった方向のことについては着実に検討を進めなければならないと思っていますし、今おっしゃったように、農林業センサスの中でも、個別経営体と組織経営体をどう扱うのかということを、組織経営体ではもっと知りたいことはほかにもあるのだが、実を言うと、今1本の調査票になっていますので、うまく捉えられていない部分もあります。そういったところをどうするかというようなことは課題だと思っており、そういったところも含めながら、農林業センサスでも検討は必要だとは思っております。

○納口専門委員 すみません。先ほどのところに戻って、私が承知していなくて恐縮なのですが、変更前の現行の農業経営統計調査では、組織法人経営体と任意組織経営体の2つをまとめた概念として組織経営体という言葉が使われているのですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。使っております。

○納口専門委員 そうなのですか。そうだとすれば、中身が変わっても、組織経営体という概念は既にあるというように私は見ても良いのかなと思うのですが。小針専門委員の意見とは違うかもしれませんが。

○川崎部会長 今おっしゃったことは、私の理解とも少し近いのですが、要するに対象を把握するときには、組織経営体として法人も任意も含めたものとして、これまでは把握していたが、今後は組織経営体を引き続き把握しているのだが、その中には任意は含まれていないという変化が起こっているということですよ。

それをまとめて組織経営体に区分して記載していると、任意が外れたというのは明示的に分かりにくいというところはあるかもしれないが、文章としては間違っていないということだろうと思うのです。

だから、その辺りをどのくらい明確なニュアンスで出すかということが違う点なのかなと思いつつ受けとめたのですが、どうでしょうか。この辺りは小針専門委員、念のためですが、そのような理解で合っているでしょうか。

○小針専門委員 すみません。細かいところの確認ですが、これで組織法人経営体だけになるので、この統計上は個別経営体と組織経営体、この2つになるという整理だというように理解をしていたので。

○納口専門委員 今後はですね。

○川崎部会長 だから、従来は個別経営体と組織経営体に区分してと言っていること自体

は間違っていないし、今後、個別経営体と組織経営体と言っても間違いではない。ただ、より厳密に言えば、従来は個別経営体、任意組織経営体、それから組織法人経営体と3つに分けていたのが、今度は任意が外れて2つだけになりますよということなので、その辺りをどこまで丁寧にここに表現するべきかという問題になっているのだろうなと私は思っているのですが、どちらで書いても、結果として言っていることは変わらないのではないかなと思ったということです。

前段の部分は置いて、後段の部分で大事なポイントは、今後どのようなことを検討する必要があると言うのか、あるいは言わないかということです。まず言うこと自体は、委員の皆さんいかがでしょうか。言ったほうが良いというお考えですね。そうすると、表現の問題になりますが、このようなことを検討しようということですが、この辺りの検討する必要があるという中身の言いぶりなどについては特段問題ないでしょうか。

おそらくこれは農林水産省にとっても宿題かもしれませんが、統計委員会やこれからの部会にとってもある意味宿題でして、おそらく何年かして、また次の諮問答申のプロセスでは、委員も代わっているでしょうから、我々自身も先にこれは審議の上で留意しなければいけないことだと、農林水産省としてはこういったことを検討していく方向ということがあるでしょうが、その時点では100%結論が出ているものもあれば、あるいは50%しか分からないというものもあるかもしれません。

とにかく、ここについては今後の論点として、いわば未来への伝言みたいな趣旨だと思います。そのようなことで、趣旨を明確に伝えるということが私は大事だろうと思いますので、もしよろしければ、本体部分に特に異論がないようでしたら、最初のところの文章の書き方について、私と事務局、農林水産省の意見、それから、特に小針専門委員が意見がおありですので、その辺り少し最終確認をした上でまとめるということはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

これで、今後の課題で明示的に書かれているのはこれで終わりですが、先ほどの議論の中で1個浮上いたしました「ほ場間の距離」と「団地までの平均距離」についての件も、先ほど口頭で申し上げましたが、そのようなもので入れることとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。そこはまだ、文章の形ではありませんが、後ほど最終案の確認として、皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

では、以上で全体の審議が終わりましたので、頭に戻りまして、1ページ目の「承認の

適否」ということですが、このようなことで承認をして差し支えないというのが1ページ目にあります。ただし、部会で指摘した事項については計画の修正が必要であるということです。こういったことで了承いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、このようにさせていただきます。

このような修正を行いました上で、今日幾つかペンディングの案件がありましたので、これは事務局と私で対応を考えまして、もう一度ご相談をさせていただいて、その上でメールでの連絡ということになりますでしょうか。場合によっては、電話などで相談するかもしれませんが、そういった形で進めさせていただき、最終的に部会の委員、専門委員の方々の了解を得ましたら、それを踏まえて今月26日に統計委員会がありますので、そちらに提出して報告することとさせていただきたいと思います。それでは、後ほど事務局からメールで照会をさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で、牛乳乳製品統計調査と農業経営統計調査の変更に係る審議が終わりとなりました。もし特段、ほかに論点がなければ、これで審議終了とさせていただきたいと思います。

この度の審議では、毎回18時までと言いながら18時半ごろまでかかって、長時間の運営となり、予定を大幅に過ぎまして申し訳ありません。大変熱心に審議をいただき、いろいろ意見をいただきましてありがとうございました。お礼を申し上げます。

また、審議協力者の皆さん、それから、農林水産省の担当の皆さん、事務局の皆さん、ありがとうございました。

それでは、本日の部会審議を終わらせていただきます。ありがとうございました。